

世界の潮流

AIにおけるプライバシー問題②

国際社会経済研究所
(NECグループ)主幹研究員

小泉 雄介

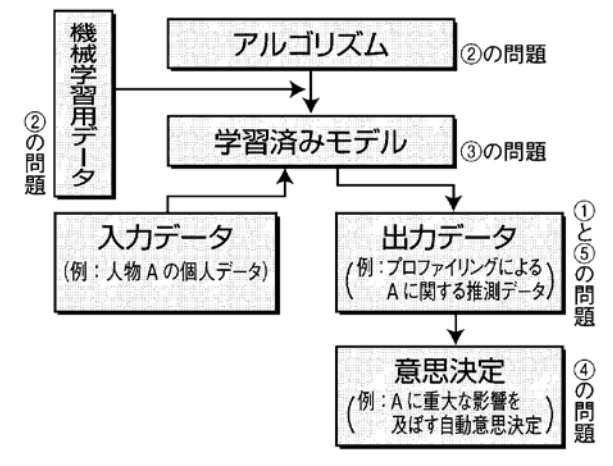


おいて発展した手法であり、犯行現場の状況や犯人の行動パターンなどから、犯人の年齢・性別・職業・家族構成・性格などの属性を推定することである。

個人に影響

実はGDPRで主に規制されているのはプロファイリング自体ではなく、プロファイリングなどの自動処理に基づく意思決定（正確にはそのうち個人に重大な影響を及ぼすもの）である。例えば個人に対する信用スコアなどのプロファイリング

プロファイリングにおけるプライバシー問題



人が望まない個人情報まで推測できてしまう

社会的差別

他にも、②AIのアルゴリズムや機械学習データ・AIによって推測精度が上がることにより、推測したデータは社会的差別が助長され、限りなく当人の個人データと同等なものになることをどう防ぐか③が、これにより、本アルゴリズムの不透明性が開示したくない属性（ブラックボックス性・嗜好・健康状態・化）に対する説明責任年取等についても、をどう考えるか④自動「個人データの取得」意思決定によって個人と実質的に同等な推測に不利な決定がなされが可能となってしまう場合（雇用、ローンう。著名な例としては、保険など）、どのように対処すればよいか⑤プロファイリングに購買履歴から「妊娠しよって個人の将来的なリスク（疾病、犯罪など）を予測する場合、し、自宅に家族がそれ予測データの「正確を知る前に」妊娠に関する性」をどう捉えるか一連する広告が送られてといった問題が挙げられました。 (金曜日に掲載)

望まない情報開示の危険

人工知能(AI)やビッグデータの活用においてはさまざまなプライバシーの問題が指摘されている。そのうち大きなものは「プロファイリング」に関するものである。欧州連合(EU)で本年5月から適用された一般データ保護規則(GDPR)では、プロファイリングに対する規制がなされている。わが国の個人情報保護法では、プロファイリングは元々、犯罪捜査に

犯罪捜査で発展

そもそもプロファイリングとは何なのだろう。プロファイリングは元々、犯罪捜査に

これらプロファイリングに要配慮個人情報や本